

# よくある質問

Q なぜ地域計画をつくるの?



A 日本のおいしいお米、やさい、くだものなどを作る農地を守るためにです。ただ、高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、近い将来、地域の農地が守れなくなるかもしれません。農地を守り、子や孫の世代に引き継いでいくためにも、将来誰がどのように農地を利用するか、その具体的な姿を描くタイミングは今しかありません。もちろん地域計画を策定してもすぐには課題を解決できませんが、今皆さんで話し合うことで、一歩前進できます。郡山市でも、毎年『地域計画』を見直しする予定ですので、『協議の場(話し合いの場)』に積極的に参加ください!

Q 担い手がないのに地域計画を作る必要があるの?



A 担い手がない地域であるからこそ、地域計画を作る必要があります。地域の課題を洗い出し、皆さんで共有し、地域外から新規就農者や農業法人などの受け手を受け入れるなどを考えるきっかけとなります。周辺には規模拡大したい農業者や法人もあり、耕作可能な農地を探しています。こういった農地を探している方へアピールするため、どのような受け入れ可能な農地があるのか、どのような受け入れ条件なのか、先にみんなで話合う必要があります。この話し合いの結果と、受け手に貸したい農用地等があることを地域外にアピールする手段として、地域計画が利用できます。

Q 目標地図って何?



A 地域計画の一部として、地域内の農業を担う方が、近い将来(おおむね10年後)、具体的にどの農地を耕作しているであろうかを、地図として目に見える形に表したもので

郡山市では、農地所有者や耕作者の方々への意向調査の結果や、協議の場での話し合いの結果などをもとに作成しました。今後も、地域の皆様とともに将来の農地を守るために定期的に見直しを行いながら、より良い地図を目指して取り組んでまいります。

Q 郡山市の地域計画上の『農業を担う者』になるためには?



A 郡山市では、認定農業者、認定新規就農者、『人・農地プラン』の中心経営体に位置付けられている方、『協議の場』においてお名前が挙がった方等、多くの方を『農業を担う者』へ位置付けていき、毎年『協議の場』を開催し、『農業を担う者』の見直しをしていく予定です。『農業を担う者』になると、メリット措置を受けやすくなりますので、一緒に農地を守りませんか?

## 【問い合わせ先】

郡山市農商工部農業政策課

Tel: 024-924-2201

郡山市農業委員会事務局

Tel: 024-924-2481

郡山市WEBサイト

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki>



地域計画

検索



農林水産省WEBサイト

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki\\_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html)

# 地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための**地域計画**に取り組みましょう!

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、次の世代に引き継いでいくため、地域農業の将来を話し合いをしませんか?

後継者がいないし  
機械が  
壊れるまでかな。

農地を  
貸したいけど  
誰が借りて  
くれる?

農地を貸して  
いるけど  
いつまで耕作  
してくれる  
かな?

出し手

農地を  
借りたいけど  
誰の農地で  
誰が相続  
してる?

近場で  
規模拡大  
したい!

農地が  
バラバラにあって  
移動が大変だ。  
これ以上  
農地を  
引き受け  
できない。

荒れた農地  
から悪影響  
があると  
不安。

受け手

このままでは地域の農地を維持できない!

課題解決のために**地域計画**を一緒に取り組みませんか?

郡山市では、関係機関(県、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等)と一緒に**地域計画**に取り組んでいます。一緒に話し合いませんか?

**地域計画**とは (旧称:人・農地プラン)

農業者や地域のみなさんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。計画書の部分と目標地図で構成されています。

計画書

地域のスローガン等

目標地図

10年後の農地の姿



郡山市

# 郡山市の地域計画について

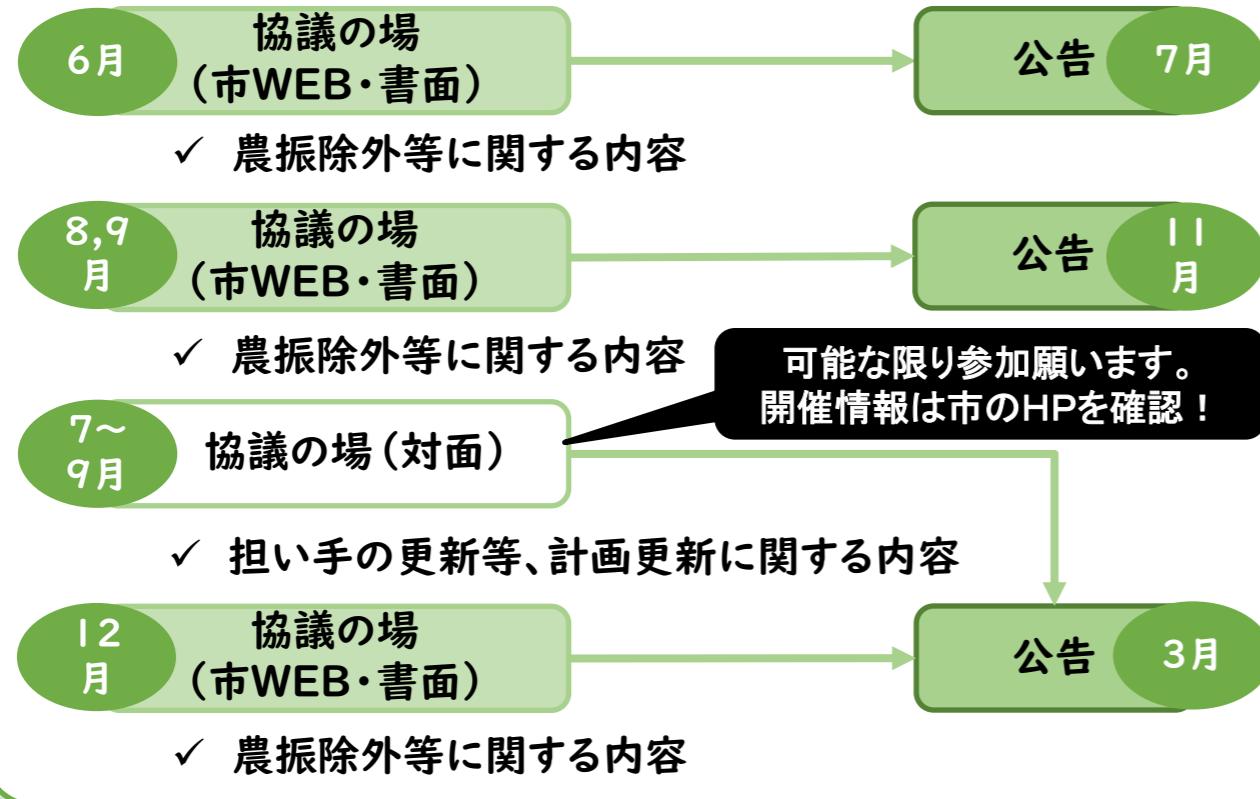
郡山市では、令和4年度から旧市町村をベースに14地区（三穂田町、喜久田町、日和田町、大槻町、安積町、片平町、逢瀬町、湖南町、熱海町、富久山町、東部地区、西田町、中田町、田村町）に分け、話し合いを重ね、令和7年2月27日に『地域計画』を策定しました。

今後は話し合いの場である『協議の場』を定期的に開催し、各地区の計画を見直していきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

※『協議の場』の開催時期は、市のWEBサイトをご覧ください。

## 郡山市の更新スケジュール

- ・「協議の場」は令和7年度以降は年に4回開催（書面3回、対面1回）



## 『地域計画』策定によるメリット

- ・『地域計画』が策定されている地域は、補助事業を活用しやすくなり、『農業を担う者』に位置付けられている方は、更に、補助事業を活用しやすくなる。
- ・農地の耕作状況が可視化され、集約・集積が進めやすくなる。

# お願い事項等

## 市が地域計画を策定

地域計画では『目標地図』を作成します。目標地図とは、一筆毎に10年後誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかを地図にしたもので、すぐに耕作者が見つからない農地は、「今後検討」となります。目標地図に載ったとしても、権利設定がされるわけではないので安心してください。地域計画は毎年見直しを行います。

農地の見える化だね。



ある地区的目標地図

## 農業者のみなさんへ

- ・協議の場には後継者や若者なども広く参加をお願いします。協議の場は、どなたでも参加可能で、会議日程等は市のWEBサイトに掲載していますので、ご確認ください。
- ・協議の場では、地域の課題と将来像について、参加者が様々な意見を出し合いながら話し合います。

## 農地所有者のみなさんへ

- ・地域のために出し手の協力が大事です。出し手も保全管理をするなど、協力して地域内の農地を維持しましょう。耕作者だけでは地域の農地は守り切れません。農地を貸していくてもまだ地域の一員です。
- ・荒れた農地は周辺の農作物にも支障をきたします。荒らしたままの農地は害虫や害獣を呼び込み、なつかしい景観も損なわれます。更に悪化すると、ゴミ等の不法投棄の温床になり、所有者が処分しなければならない可能性もあります。農地の適切な管理は所有者の義務です。